

夜間照明施設使用の注意点

■使用可能時間：午後5時～午後9時

*年末年始（12月29日～1月3日）等、教育委員会が定めた日は使用できません。

■使用料はつぎのとおりです。（令和7年4月～）

区分	金額	
夜間照明	町内に住所を有する者又は 町内事業所等に勤務する者	その他
	60分	60分
	1,000円	2,000円

■使用料の減免対象については、次のとおりです。

	区分	減免の割合
1	町内に住所を有する中学生以下の者が使用するとき。	100分の75
2	その他教育委員会が特に必要と認めるとき。	100分の50

*使用を許可した場合でも、都合により使用できなくなる場合があります。

あらかじめご了承ください。

■施設使用にあたって

①使用時間（午後9時00分まで）、使用場所を厳守ください。

②退出時は、入口や窓を確実に施錠してください。

③ポイントの残高は十分確認して下さい。（学校のみ）

※開庁時間以外のポイント追加は対応いたしかねます。